

「滋賀県水道用水供給条例」の一部改正について

平成 30 年度から平成 32 年度までの水道用水供給事業の料金改定を行うため、滋賀県水道用水供給条例（昭和 53 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

1 料金改定の背景

- ◆現行料金は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間である。
- ◆受水市町（※）との現行料金改定協議において「期間中においても電気料金の値下げが短期的なものでないと思込まれた場合は、料金への反映を検討する」としている。
- ◆今般、電気料金の値下げが行われた。

※受水市町：近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・東近江市
日野町・竜王町

2 料金改定案

種別	現行料率	改定案	改定値幅
使用料金	使用水量 1 m ³ につき 31 円 30 銭	29 円 20 銭	▲2 円 10 銭

3 使用料金の算定式

維持管理費（※1）	÷	責任水量	÷	日数（※2）	÷	使用料金
4,620,741千円		144,570m ³ ／日		1,096 日		29円20銭／m ³

※ 1 維持管理費（電気料金、人件費、委託料、薬品費等）

※ 2 日数（平成30年度～平成32年度）

（料金改定・電気料金の値下げによる影響は、収入支出ともに年間約 1 億円減額の見込み）